第六十五号議案

東京 都障害者支援 施 設 0) 設 備 及び運営の 基 準 i. 関 する条例 0) 部 を改正 する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池

第一小 池 百 合 子

京 都 障害 者支援 施 設 の設備及び運 (営の 基 準に 関 する条例 0) 部 を改正、 する条例

東 京都 障 害者支援 施設 0) 設 備 及 び 運営の 基準に 関 する条例 平 成二十 几 年東京都条例 第百三十 -七号) 0) 部 を 次のように

める。

正

立する。

第三条第三項中

「責任者

0)

設置その他

. の ட

を削

b,

講じるよう努めなければならない」

を

「講じなければならない

に改

第十二条第五項に後段として次のように加える。

の場 合に お ίV て、 当 該会議は、 テレビ 電話 装置その 他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十四条に次の一項を加える。

4 障害者支援 施 設 は、 適 切な 施設 障害福 祉 サ] ビ ス 0 提 供を 確 保する 観 点 か 5 職 場 に お r V 7 行 わ れ る 優 越 的 な 関 係 を 背

とした言 動であ つ 7 業 務 上 一必要 かつ相 当な範 拼 を 超えたもの又は性的 な言動 13 より 従 業者 0) 就 業環境が害されることを防 止

するため 0) 方針 0) 明 確 化 等の必要な措 置 を 講 じ な け れ ば なら な

(業務継続計画の策定等)

第

+

. 四

「 条 の

次に

次

の 一

条を加

える。

+ 兀 条の二 障 害者支援 施設は、 感染症 Þ 非 常 災 害 0) 発 生時 K お 61 て、 利用 者に対する施設障 :害福 祉 サー ビ ス 0 提 供 を 継

続

的 K 行 , 及び 非 常時 0) 体制 で早 期 の業務再開 を 図るための 計 画 以 下 「業務 継続 計 画 という。 を策定 し、 当該 業務 継

第 六 五. 号 議 案 東 京 都障害者支援施設の 設備及び 運 営 0) 基準に関する条例 0) 部 を改正する条例

続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障 :害者支援施 設 は、 従 業者に 対し、 業務継続 計画 13 0 1 て周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的 に実施 L しなけ

ればならない。

3 障害者支援施設 は、 定期 的 に業務継続 計 画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第二十八条の見 出し中 「支援」 を「支援等」に改め、 同 条に次の二項を加える。

3 障害者支援施 設 は、 就労移行支援の提供に当 たっては、 利 用者が、 指定就労定着支援 東 京都指定障害 福 祉 サ] ビ ス 0

就労定着支援をいう。 業等の人員、 設備及び運 以 下同じ。 営の基準に関する条例 の利用を希望する場合には、 (平成二十四年 東京都条例第百五十五号) 第一 項の支援が終了した日以後速やかに当 第百九十二条の二に 該 指 規定 定就 す 労定 る 指定

支援を受けられるよう、 指定就労定着支援事業者 同 条例第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事 業者を 1 う。 以

下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設 は、 就 労継続支援B型の 提供に当たっては、 利用者が、 指定就労定着支援 0) 利用を希望する場合に は、 第

項の支援が終了し た H 以 後速 やかに指定就労定着支援を受けられるよう、 指定就労定着支援事業者との 連 絡 調 整 K 努め な

ければならない。

第三十六条第二項 中 「必要な措置を講じるよう努めなけ ħ ば なら ない を 「規則で定め る措 置 を講じ なけ れ ば ならない に

改める。

第三十八条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設 は、 身 体的拘束等の適 正 化 を 図るため、 規則 で定める措置を講じなけ れ ば なら

紀四十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

几 十二条の二 障害者支援施設 は、 虐 待 0) 発 生 一及び 再発 を防 止 するため、 規則 で定める措置 を講じなけ n ば ならな

第四十三条に次の一項を加える。

障 :害者 1支援施 設 は、 前 項 に規定する訓 練の 実施に当たって、 地 域住 民 0 参 加が得ら れるよう地域住民等との 連携 に 努め な

ければならない。

3

附則第十一項中「第二十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この 条例 は、 令 和三年 几 月 Н 以 下 施 行 H という。 か ら施 行 ごする。

(経過措置)

2 る条例 じなけ 施 行 れば \exists 。 以 から令 ならない」 下 改 和 正後 兀 年三月三十一日までの とあ 0) 条例」 るの は という。 講じるよう努めなけ 間、 第三条第三項 この 条例 及び第四十二条の二 による改正後 ればならない」とする。 0 東京 0) 都 規 障 害者 定 0) 支援 適 用 K 施 つ 設 (V 0) 設備 ては、 及び これ 運 5 営 0) 0) 基 規 定 準 中 13 関 す 講

3 は け れば 施 実 行 なら 施 \mathbb{H} するよう努めなけ から令和六年三月三十一日までの間、 な とある 0) は ればならない」と、 「講じるよう努め 改正後 なけ 同 条第三 れ ば 0) 一項中 なら 条例第十四条の二の規定の適 ない」と、 「行う」とある 同 . 条第二 0) は 項 「行うよう努める」とする。 中 用 実施し につ 1 ては、 なけ れ ば 同 なら 条第 な 項 中 と あ 講じな る

4 れ ばなら 施 行 日 な から令和六年三月三十一日までの とある 0) は 「講じるよう努め 間、 なけ 改正後 れば ならない」とする。 0) 条例第三十六条第二項 0 規定 0) 適 用 に 0 1 ては、 同 項 中 講 じ なけ

5 れ ば 施 なら 行 \exists な から令 とあるの 和 兀 年三月三十一日までの間、 は 一講 じるよう努め な 改 正 け れ ば 後 ならない」とする。 0) 条例第三十八条第三項 0 規定 0) 適 用 13 つい ては、 同 項 中 講 じなけ

(提案理由)

営に 障 関する 害者 0) 基 日 準等 常 生 の 一 活 及び社会生活を総合的に支援するため 部 を改正する省令 (令和三年 厚生労働省令第十号) 0) 法律に基づく指定障 0) 施行による障 !害福 祉 サ !害者] ビ 0) ス 日常 0) 事業等の人 生 活 及び 社会生 員、 設 一活を総 備 及 び 運 合

	正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規	的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
	規定を整備する必要がある。	営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・